

JIS

ガス常圧貯蔵湯沸器

JIS S 2116 : 2013

(JIA)

平成 25 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	會 川 義 寛	(前) お茶の水女子大学
(委員)	赤 松 幹 之	独立行政法人産業技術総合研究所
	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	石 川 麗 子	財団法人日本消費者協会
	大 熊 志津江	文化学園大学
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	河 村 真紀子	主婦連合会
	櫻 橋 晴 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐 分 正 弘	公益社団法人消費者関連専門家会議
	鈴 木 はるみ	合同会社西友
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	中 村 有 作	一般財団法人製品安全協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	秦 義 一	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	久 松 富 雄	一般財団法人家電製品協会
	平 野 由紀夫	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	山 口 公 樹	社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 56.3.1 改正：平成 25.2.20

官 報 公 示：平成 25.2.20

原 案 作 成 者：一般財団法人日本ガス機器検査協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10 JIA ビル TEL 03-5570-5981)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 會川 義寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 区分	2
4.1 設置方式による区分	2
4.2 屋内式機器の給排気方式による区分	2
4.3 設置形態による区分	2
5 性能	2
5.1 一般性能	2
5.2 水道直結式機器の性能	8
6 構造, 材料及び寸法	8
6.1 構造及び材料一般	8
6.2 機器の構造	9
6.3 各部の構造	10
7 試験方法	12
7.1 性能試験	12
7.2 機器の設置状態及び使用状態	12
7.3 ガス消費量試験	12
7.4 燃焼状態試験	12
7.5 平常時温度上昇試験	12
7.6 異常時温度上昇試験	13
7.7 連続燃焼試験	13
7.8 水滴落下試験	13
7.9 サーモスタット作動試験	13
7.10 出湯性能試験	13
7.11 構造, 材料及び寸法の試験	14
7.12 水通路の耐圧性能試験	14
7.13 耐寒性能試験	15
7.14 水撃限界性能試験	15
7.15 逆流防止性能試験	15
7.16 負圧破壊性能試験	15
7.17 浸出性能試験	15
8 検査	15
8.1 形式検査	15

	ページ
8.2 製品検査.....	15
9 表示.....	15
10 取扱説明書.....	15
解 説.....	20

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS S 2116:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

ガス常圧貯蔵湯沸器

Water heaters containing water under atmospheric pressure

序文

この規格は、1981年に制定され、その後8回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は、2011年に行われたが、今般、JIS S 2092及びJIS S 2093の改正並びに技術進歩に伴う対応のため改正したものである。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、液化石油ガス又は都市ガス（以下、ガスという。）を燃料とする表示ガス消費量が、42 kW以下の主として業務用の湯茶作成に使用するガス常圧貯蔵湯沸器（以下、機器という。）について規定する。

なお、この規格では、圧力は、大気圧を示しているもの以外は全てゲージ圧力とする。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS B 0202 管用平行ねじ
- JIS B 0203 管用テーパねじ
- JIS S 2091 家庭用燃焼機器用語
- JIS S 2092 家庭用ガス燃焼機器の構造通則
- JIS S 2093 家庭用ガス燃焼機器の試験方法
- JIS S 3200-1 水道用器具－耐圧性能試験方法
- JIS S 3200-2 水道用器具－耐寒性能試験方法
- JIS S 3200-3 水道用器具－水撃限界性能試験方法
- JIS S 3200-4 水道用器具－逆流防止性能試験方法
- JIS S 3200-5 水道用器具－負圧破壊性能試験方法
- JIS S 3200-7 水道用器具－浸出性能試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS S 2091～JIS S 2093によるほか、次による。

3.1

表示ガス消費量

機器をガスの消費量が最も多い状態で使用したときに消費するガス量で、機器に表示する値。